

それらの結果を踏まえた検討を行い、同年末には最終報告書をまとめる予定としている。本検討会の経過や議論の内容は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページ上で確認することができる（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>）。

(8) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施することとされた。

平成17年度までは、複数の県が県費で対応し、被害者の精神的、経済的負担の軽減に努めてきたが、新たに平成18年度予算において、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用等を含む。）に係る予算を措置し、被害者の精神的、経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費（国庫補助金）：平成17年度 -、平成18年度 112百万円）。

(9) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、犯罪被害者等におけ

る医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

そこで、社会保険事務局に対し、犯罪被害者が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるとの指摘に対する現状の把握に努め、また、具体的に保険診療の実施を拒む事例があった場合には、厚生労働省本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うよう指示している。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度から新たに実施するもの》

(10) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の被害者の遺体について、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、平成18年4月から遺体搬送費用及び解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している（海上保安庁ホームページ：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/hanzaihigai/index.htm>）。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 公営住宅への優先入居等

国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場となった自宅に住めない等の事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件の緩和等により、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にすることとされた。

これまでも、住宅に困窮する実情に応じ

て、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、管理主体の判断により、優先入居の取扱いが可能となっていたが、公営住宅法施行令を改正し、DV被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能にする（平成17年12月2日公布、平成18年2月1日施行）とともに、犯罪被害者等について、警察当局等との連携の方法を含めた、公営住宅への優先入居、単身者の目的外使用等に係るガイドラインを策定している（平成17年12月26日通知）。